

入野漁業協同組合・遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、入野漁業協同組合が免許を受けた内共第29号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい・ふな及びうなぎ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、第5条の遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種の遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。

| ア 魚種 | イ 漁法 | ウ 規模 | エ 区域 | オ 期間 |
|------|------|-------|------|-----------------|
| うなぎ | 餌釣 | 竿5本以内 | 全区域 | 4月1日 ～10月31日 |

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域内において、それぞれイ欄の漁法によって、ウ欄の期間中遊漁をしてはならない。

| ア 区域 | イ 漁法 | ウ 期間 |
|------|-------|------|
| 産卵築瀬 | 全ての漁法 | 周年 |

3 組合員の漁具および鰻筒などの仕掛けを移動したり、破損（根がかりをしてロープの切断をする等）をしてはならない。

4 夜釣りは禁止（日の入りから日の出まで）とする。

(全長制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

| ア 魚 種 | イ 全 長 |
|-------|--------|
| う な ぎ | 25 c m |

(遊漁料の額及び納付の方法)

第5条 第2条の規定による遊漁料は次の表のとおりとする。

| 魚 種 | 区 域 | 漁具・漁法 | 遊 漁 料 |
|-----|-------|-------|-------|
| うなぎ | 全 区 域 | 餌 釣 | 無 料 |

(漁場監視員)

第6条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式1の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけなければならない。

(違反者に対する措置)

第7条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。

(附 則)

この規則は令和6年1月1日より施行する。

漁場監視員証

表

| | |
|----------------------------|------|
| No. | |
| 漁場監視員証 | |
| 下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明します。 | |
| 氏名 | (年齢) |
| 住所 | |
| 有効期限 | |
| 発行者 | |
| 入野漁業協同組合 | 印 |

裏

| |
|---------------------------|
| 注意事項 |
| 1. 漁場監視の場合は本証を携帯すること。 |
| 2. 遊漁証の提示を求める際は本証を提示すること。 |
| 3. 組合印のないものは無効である。 |